

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第11号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の指定申請書又は届出書には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）<u>第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面</u>（以下「<u>自動車検査証記録事項記載書面</u>」という。）を添付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 緊急自動車等の指定を受け、又は届出をした者は、指定書等の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第12号の記載事項変更届出書に記載事項の変更を証する<u>自動車検査証記録事項記載書面</u>を添えて公安委員会に届け出て、指定書等に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第9条 令第13条第1項又は令第14条の2の規定による緊急自動車又は道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の申請又は届出は、別記様式第8号の指定申請書又は別記様式第9号の届出書を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定申請書又は届出書には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）<u>第60条第1項に規定する自動車検査証の写し</u>を添付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 緊急自動車等の指定を受け、又は届出をした者は、指定書等の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第12号の記載事項変更届出書に記載事項の変更を証する<u>第2項に規定する自動車検査証の写し</u>を添えて公安委員会に届け出て、指定書等に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>6・7 略</p>

別記様式第8号（第9条関係）

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車			
年 月 日			
香川県公安委員会 殿			
申請者		住 所 氏 名 電 話 ()	
用	途		
使用者	住 所		
	氏 名		
申請車両	種 類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	車名、型式及び年式	大 中 準 普 大 小 大 自 普 型 型 中 通 特 型 二 二	乗 貨 兼 用 物 用
自動車の本拠の	位 置		
	名 称		
指定を必要とする理由			
現在指定を受けている自動車の台数			台

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該車両の自動車検査証記録事項記載書面を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第9条関係）

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車			
年 月 日			
香川県公安委員会 殿			
申請者		住 所 氏 名 電 話 ()	
用	途		
使用者	住 所		
	氏 名		
申請車両	種 類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	車名、型式及び年式	大 中 準 普 大 小 大 自 普 型 型 中 通 特 型 二 二	乗 貨 兼 用 物 用
自動車の本拠の	位 置		
	名 称		
指定を必要とする理由			
現在指定を受けている自動車の台数			台

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
届出者 住所 氏名		
電話 ()		
用	途	
構 造 ・ 装 置		
使用 者	住 所	
	氏 名	
届 出 車 両	種 類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	車名、型式及び年式	大 中 準 普 大 小 大 普 乘 貨 兼 型 型 中 通 特 特 自 自 用 物 用 二 二
		番 号 標 号 の 番 号
自 動 車 の 本 拠	位 置	
	名 称	
現在届出をしている自動車の台数		台

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該車両の自動車検査証記録事項記載書面を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
届出者 住所 氏名		
電話 ()		
用	途	
構 造 ・ 装 置		
使用 者	住 所	
	氏 名	
届 出 車 両	種 類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	車名、型式及び年式	大 中 準 普 大 小 大 普 乘 貨 兼 型 型 中 通 特 特 自 自 用 物 用 二 二
		番 号 標 号 の 番 号
自 動 車 の 本 拠	位 置	
	名 称	
現在届出をしている自動車の台数		台

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）による改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第60条第1項、第62条第2項（旧法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項の規定又は改正法附則第22条の規定による改正前の総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両に係る申請又は届出については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の第9条第2項、第5項、別記様式第8号又は別記様式第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から令和5年12月31日までの間に改正法による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第60条第1項、第62条第2項（新法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項の規定又は改正法附則第22条の規定による改正後の総合特別区域法第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両（検査対象軽自動車に限る。）に係る申請又は届出については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の第9条第2項、第5項、別記様式第8号又は別記様式第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。